

助成金

佐賀労働局登録教習機関（第4 - 13号）

（登録満了日 令和6年3月30日）

建設業労働災害防止協会佐賀県支部

高所作業車運転技能講習

- 1 本技能講習修了者でなければ就業させてはならない業務
作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転の業務。
- 2 この技能講習の修了者が運転できる機械
作業床を最も上昇させた時に、床面の高さが10m以上となる高所作業車（作業床を最も上昇させた時に、床面の高さが10m未満となる高所作業車を含む。）。
注：作業箇所が高さ5mの所でも、作業床を最も上昇させたときの高さが10m以上になる機械を使用した場合は、本技能講習の資格が必要です。
- 3 受講対象
次項4の(1)又は(2)のいずれかに該当する者。
（申込みの際は、下記免許証・修了証等の写しを必ず添付すること。）
- 4 講習科目の一部免除を受けることができる者
 - (1) 移動式クレーン運転士免許取得者、又は、小型移動式クレーン運転技能講習修了者。
 - (2) ア 建設業法施行令の規定による建設機械施工技術検定合格者。
イ 道路交通法の規定による大型特殊自動車運転免許、大型自動車運転免許、中型自動車運転免許、準中型自動車免許、普通自動車運転免許のいずれかを有する者。
ウ フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習のいずれかを修了した者。
- 5 科目及び一部免除者の受講科目（斜線は免除科目、○印は受講科目）
（休憩時間は1時間毎に5分間）

学科 実技 の別	科目	時間	時間割 (昼休み 休憩時間)	一部免除	
				4の(1)該当者	4の(2)該当者
学科 (1日目)	作業装置の構造、取扱い、 作業方法に関する知識	5	8:50～14:50 (12:00～12:45)	○	○
	一般的事項に関する知識	2	14:55～17:00		○
学科 (2日目)	関係法令	1	8:50～9:50	○	○
	修了試験	1	10:00～11:00	○	○
実技	作業装置の操作	6	9:00～16:00 (12:00～13:00)	○	○
	修了試験	1	16:10～17:10	○	○

6 受講料（テキスト代1,880円（消費税込み）を含む。）

受講区分	時間		受講料
	学科	実技	
4の(1)該当者	6	6	31,030円
4の(2)該当者	8	6	33,230円

注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた受講料となります。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

7 修了証の交付

所定の教育を全て受講した合格者に対し、修了証を交付します。

8 助成金

助成金に関しては、人材開発支援助成金の申請について申請する事業所は必要書類を作成してお渡し致します。

9 受講当日の携行品等

- (1) 学科講習：受講票・筆記用具・マスク
- (2) 実技講習：受講票・作業服・安全帽（ヘルメット）・安全带・作業用靴（安全靴、地下足袋、半長靴など）・手袋・雨衣・マスク
- (3) 実技は原則として雨天でも実施します。

10 実施日・会場

実施日 第1回 令和3年5月13～14日(学科) 5月18日(実技)
令和3年5月13～14日(学科) 5月19日(実技)
第2回 令和3年9月9～10日(学科) 9月14日(実技)
令和3年9月9～10日(学科) 9月15日(実技)

会場 学科 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南2-13-5 TEL 0952-26-1563
実技 建災防実技講習場 佐賀市大和町川上4569 TEL 080-1766-0856